

公立大学法人秋田公立美術大学手数料規程

平成25年4月1日

規程第83号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人秋田公立美術大学（以下「法人」という。）における手数料の徴収について必要な事項を定めるものとする。

(手数料の徴収)

第2条 特定の者のために法人が行う事務について徴収する手数料については、別表に定めるとおりとする。

(手数料の徴収の免除)

第3条 理事長は、次に掲げる場合には、手数料を免除することができる。

- (1) 法令の規定により、法人において事務執行の義務を有する場合
- (2) 官公庁がその職務上必要とする場合
- (3) 現に在籍する学生へ各種証明書を発行する場合
- (4) その他手数料を徴しないことが適当である場合

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、手数料の徴収に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

証明書の交付（別に定めがあるものを除く。）	1件につき300円
-----------------------	-----------

